

2026年度「介護施設等における看護指導者養成研修」開催要項 （「高齢者権利擁護等推進事業」看護指導者養成研修 該当研修）

1. 目的

本研修は、高齢者権利擁護等推進事業実施要綱（以下実施要綱）に定める「介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業」における「看護指導者養成研修」（3（1）イ（イ）a）として、「受講者が従事する介護施設等での実践、研修及び各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、又は講師等となり、さらに地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進できる人材を養成する」ことを目的とする。

2. 実施主体

公益社団法人日本看護協会

（実施要綱において、「看護職員研修については、都道府県は、地域の実情に応じ、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた組織に委託することができるものとする。」とされており、厚生労働省からの協力依頼を受け本研修を実施する。）

3. 都道府県からの委託について

5の各都道府県主管部局からの申込書の提出をもって委託の依頼とし、受講決定通知をもって受託とする。

なお、申し込みを行う都道府県が、委託契約にあたり別途書面を求める場合は、都道府県指定の書式において委託契約の取り交わしを行うこととする。

4. 研修概要

別添1

5. 受講者の決定

1) 都道府県による推薦

各都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）において、以下の受講要件を満たす推薦者を決定する。推薦者が複数の場合は、推薦順位を付す。推薦者の選定については、実施要綱に基づき都道府県看護協会及び介護保険施設関連団体等の都道府県支部と十分な連携を図る。

【受講要件】

介護施設等の看護実践における十分な知識や技術を有しており、かつ(1)・(2)のいずれかを満たす者

- (1) 介護施設等に勤務する看護職（准看護師を除く）で、看護の指導的立場にある者
- (2) 研修修了後に、各都道府県で開催される「看護実務者研修」の企画・立案への参画や講師などが期待できる看護職（准看護師を除く）

※過去に都道府県で開催の「看護実務者研修」を受講していることが望ましい

2) 申し込み

各都道府県主管部局は、所定の「申込用紙」（別添2）に必要事項を記載の上、応募期間内（6月8日～6月26日）にメールで提出する。

3) 受講決定および通知

日本看護協会において申込書に基づき、受講要件を満たす者について受講決定を行う。応募期間終了後、1か月以内に各都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）及び被推薦者本人へ受講通知（採否通知）を発送する。受講決定者には併せて受講案内を送付する。

なお、応募者多数の場合は、各都道府県の推薦順位に基づき選定する。

6. 定員

100名

7. 委託料

1人50,000円（税込・資料および参考テキスト代含む）

※受講決定通知をもって受託となり、受託以降は、受講状況および修了の如何に関わらず発生するものとする。

8. 研修修了証の発行

本研修のすべてのプログラムを受講した場合、日本看護協会会長名による研修修了証を発行する。